

「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議の開催について

令和6年1月16日
閣議口頭了解

- 1 特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和5年法律第89号）の制定を踏まえ、同法の対象宗教法人である「旧統一教会」（現在は世界平和統一家庭連合）に係る被害者等への相談体制の強化等の支援を関係行政機関が連携して行うため、「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房長官
副議長	法務大臣
構成員	孤独・孤立対策担当大臣 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画） 国家公安委員会委員長 総務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣

- 3 会議の下に、「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
- 4 会議及び幹事会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房及び法務省において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議及び幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年1月16日から施行する。
- 2 「「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の開催について」の廃止について（令和6年1月11日関係省庁申合せ）による廃止前の「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議及び同幹事会が決定した事項等については、会議に引き継がれるものとする。

「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議幹事会の
構成員の官職の指定について

令和 6 年 1 月 22 日
「旧統一教会」問題に係る被害者等への
支援に関する関係閣僚会議議長決定

「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議の開催について
(令和 6 年 1 月 16 日閣議口頭了解) 第 3 項に基づき、「旧統一教会」問題に係る被害
者等への支援に関する関係閣僚会議幹事会の構成員の官職を次のとおり指定する。た
だし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議 長	内閣官房副長官補 (内政担当)
構成員	内閣官房内閣審議官 (内閣官房副長官補付)
	内閣官房孤独・孤立対策担当室長
	警察庁生活安全局長
	消費者庁次長
	こども家庭庁支援局長
	総務省大臣官房地域力創造審議官
	総務省行政評価局長
	法務省大臣官房司法法制部長
	法務省人権擁護局長
	文部科学省総合教育政策局長
	文化庁次長
	厚生労働省社会・援護局長